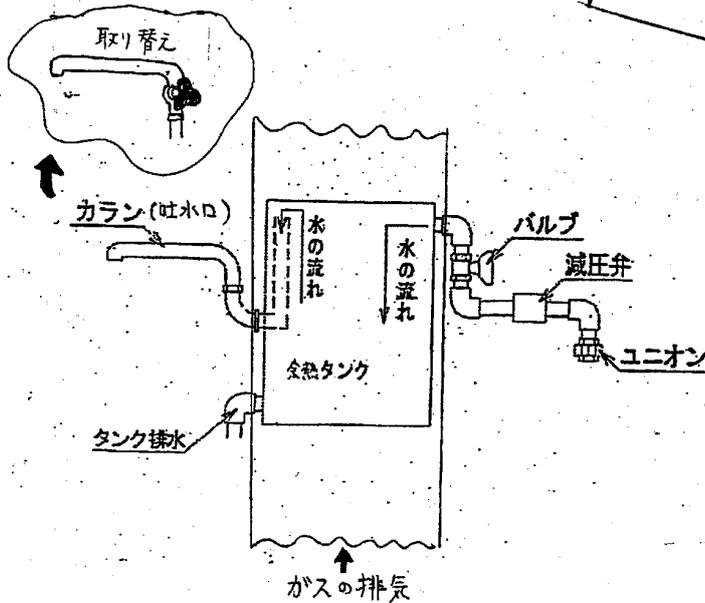
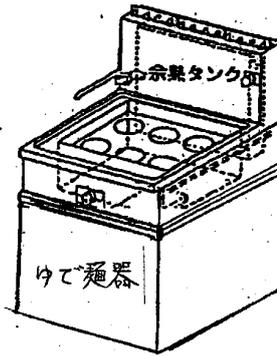


災害の概要

- ①災害発生日時 平成 18 年 12 月 正午頃
- ②発生場所 福島県
- ③災害発生状況 病院内の厨房において、昼食作成のため「ゆで麺器」でうどんをゆでていたところ、「ゆで麺器」内部の余熱タンクが破裂した。
- ④被災状況 休業 4 名（重症 1 名、軽症 3 名）
- ⑤発生原因 「ゆで麺器」余熱タンクの吐水口がバルブ付きのものに取り替えられており、使用中に吐水口のバルブを閉めたことにより、余熱タンク内部の水が密閉された状態で加熱されて圧力が上昇し、余熱タンクが破裂した。



基安安発第0510001号
平成19年5月10日

社団法人日本厨房工業会
会長 熊谷 俊範 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

「ゆで麺器」余熱タンク破裂災害の再発防止について

先般、病院内の厨房において、昼食を作るため「ゆで麺器」でうどんをゆでていたところ、「ゆで麺器」内部の余熱タンクが破裂し、従業員4名が被災するという事故が発生しました（別添参照）。これは、「ゆで麺器」余熱タンクの吐水口が使用者において開閉可能なバルブ付吐水口に取り替えられ、吐水口のバルブを閉めたまま「ゆで麺器」を使用したことにより、余熱タンクが密閉された状態になり、内部の水が加熱されて圧力が上昇したため余熱タンクが破裂したものです。

つきましては本件事故の重大性にかんがみ、同種災害の再発防止のため貴工業会の傘下会員に対し、下記事項について対策を徹底していただくとともに、その結果等について7月10日までに御報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 本「ゆで麺器」と同様の危険性を有する機器について、販売先において本件と同様の改造がされていないか確認し、改造がなされている場合は直ちに復旧を要請する等、同様の改造の防止の徹底を図ること。
2. 製造者が使用者に機械等を譲渡又は貸与するときは、当該機器の構造、その危険性及び災害発生の原因となる改造を行ってはならないことについて、操作マニュアル、取扱い説明書等に記載し、説明することを徹底すること。
3. 関連会社等が機械等の修理又は改造を行う場合は、危険が生じるおそれのある改造等を行わせないこと。また、当該会社から使用者に対し、機械等の構造、安全に関する注意事項の説明を十分に行わせること。

ゆで麺器事故再発防止対応報告（例）

2007年〇月×日

株式会社〇〇厨房

住所：

電話番号：

担当者：

1について

設置場所にて確認を行った。改造事例なし。

2について

取り扱い説明書の再検討を行った。

3について

本状をコピーし関係各所に配布した。